

さいたま市

融資制度のご案内



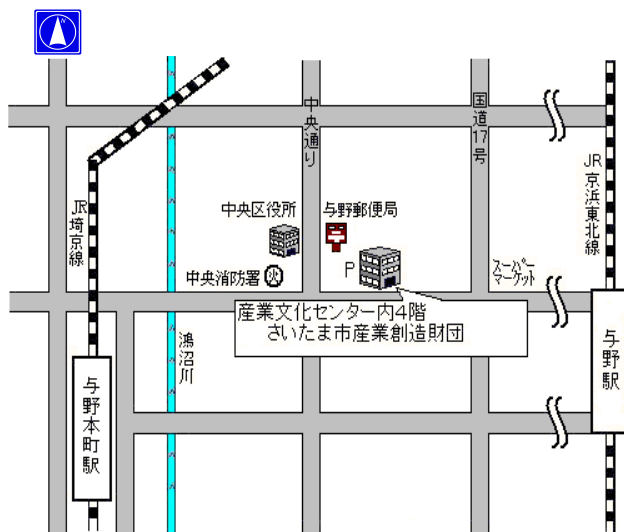
さいたま市

さいたま市融資制度の受付（相談）窓口

（公財）さいたま市産業創造財団 支援・金融課（金融担当）

◎創業支援資金については事前にお電話くださいますようお願いいたします。

（ご相談・お申込の内容により、専門相談員の準備をいたします。）



〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

さいたま市産業文化センター4階

TEL 048-851-6391

FAX 048-851-6392

【埼京線】

与野本町駅より徒歩約7分

【京浜東北線】

与野駅より徒歩約15分

※駐車場は地下駐車場をご利用ください。

※ さいたま市は、さいたま市中小企業融資制度の相談・受付等の業務を（公財）さいたま市産業創造財団へ委託しております。

さいたま市中小企業融資制度

市内の中小企業者（個人、会社、NPO法人等）、市内で事業を始めようとする方（個人、会社）に、事業に必要な資金を低利かつ円滑に調達していただくため、市が金融機関と連携して支援する制度です。なお、本制度の申込みに関しては、用紙代・紹介料等は一切不要です。

【共通対象要件】※創業支援資金を除く

- 市内に事務所・店舗又は工場を有し、事業を営んでいること。
- 個人にあつては市の住民票の記録の届出等、法人にあつては市内に本店の登記をしていること。
- 市民税を滞納していないこと。
- 許認可等を必要とする業種については、原則としてその許認可等を取得していること。
- 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。
- 手形交換所等の取引停止処分を受けていないこと。
- 反社会的勢力（暴力団員等）でないこと。

対象者	制度名	対象要件	資金使途	融資限度額	返済期間	利率	保証料(※1)	担保	連帯保証人																				
小規模事業者	小口資金	○常時使用する従業員数が、小売・卸売・飲食業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）は5人以下、宿泊業、娯楽業、製造業等は20人以下の中小企業者及び個人事業主であること（NPO法人、組合は除く）。 ○市民税の所得割（法人の場合は法人税割）等の納税義務者であること。 ○信用保証協会の保証付借入残高（特別小口保険を除く）がないこと。 ○申込みの日以前1年以上引き続き埼玉県内に事業所を有していること。	運転資金・設備資金	2,000万円	運転資金10年以内 設備資金12年以内 （据置期間1年以内）	年1.2%	年0.8%以内	不要	不要																				
中小企業者	中口資金	(ア)資本金又は常時使用する従業員のいずれかが以下の要件に該当している中小企業者であること（個人及びNPO法人は資本金の要件はありません）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療業</td> <td>個人事業者</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員	製造業等	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	医療業	個人事業者	100人以下	法人	300人以下	運転資金 （本市制度融資の借換資金含む。但し、他行借換は不可。また、経営力強化資金の借換は、原則、経営力強化資金で行う） 設備資金	6,000万円 7,500万円	運転資金10年以内 設備資金12年以内 （据置期間1年以内）	年1.3%	年0.45%～ 1.59%	必要に応じて徴する	法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない。
業種	資本金	従業員																											
製造業等	3億円以下	300人以下																											
卸売業	1億円以下	100人以下																											
小売業	5,000万円以下	50人以下																											
サービス業	5,000万円以下	100人以下																											
医療業	個人事業者	100人以下																											
	法人	300人以下																											
社会的、経済的環境の変化等により、一時的に業況が悪化している方	セーフティネット資金	上記（ア）及び中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第6号の規定に基づく市町村長等の認定を受けていること。	運転資金・設備資金	3,000万円	7年以内 （据置期間1年以内）	年1.1%	年0.77%又は0.65%以内（※2）	必要に応じて徴する																					
外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けて、経営力強化に取り組む方	経営力強化資金	上記（ア）及び金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、計画の実行及び進捗の報告が行えること。	運転資金・設備資金	8,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 ※保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内 （据置期間1年以内）	年1.5%	年0.45%～ 1.90%	必要に応じて徴する																					
創業をお考えの方又は創業して間もない方 →詳細はP3参照	創業支援資金	・これから事業を始めようとする方 ・事業をしながら分社化等を行おうとする方 ・事業を始めて間もない方 以上3点のいずれかに該当する方（NPO法人、組合は除く）	運転資金・設備資金	2,000万円	運転資金10年以内 設備資金10年以内 （据置期間1年以内）	年0.8%	年0.80%以内	不要																					
国から経営力向上計画の認定を受け、経営力向上を図る方	経営力向上支援資金	中小企業等経営強化法第13条第3項に規定する経営力向上計画の認定を受けた方（NPO法人は除く）	運転資金・設備資金 （左記計画の新事業活動に係る運転資金及び設備資金に限る）	8,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 （据置期間1年以内）	年1.0%	年0.69%以内	必要に応じて徴する																					

※1 各制度とも埼玉県信用保証協会の保証を付し、埼玉県信用保証協会の定めによる保証料がかかります。

※2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から4号、及び6号の規定に基づく認定を受けている中小企業者の保証料は年0.77%以内、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定を受けている中小企業者の保証料は年0.65%以内です。

※3 詳細は、(公財)さいたま市産業創造財団にお問い合わせ下さい。

創業支援資金の対象者一覧

融資制度名	対象者区分	融 資 対 象	
創業支援資金	これから事業を始めようとする方	ア	<p>事業を営んでいない個人で、融資を受けた日から1か月以内に新たに個人で事業を開始する具体的計画がある方。</p> <p>(1) 市の住民票の記載がなされていること。 (2) 市民税を滞納していないこと。 (3) 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。また、事業に必要な許認可等が創業後でなければ取得することができないものについては、創業後に当該許認可等を取得すること。 (4) 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。 (5) 新たに創業する事業について、市内に事務所又は店舗を有すること。 (6) 新たに創業する事業について、常時従業員数が小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下、製造業等は300人以下の中小企業者（以下、「中小企業者」という）となる個人事業者であるもの。 注1)</p>
		イ	<p>事業を営んでいない個人で、融資を受けた日から2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画がある方。 注2)</p> <p>上記(1)～(5)のほか (7) 新たに設立された会社が中小企業者であり、市内に本店の登記をすること。</p>
	行おうとする方 事業をしながら 分社化等を 行う方	ウ	<p>中小企業者である会社が事業を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する会社。</p> <p>上記(2)～(5)及び(7)のほか (8) 市内に事業所又は店舗を有していること。 (9) 市内に本店の登記がなされていること。 (10) 申込みの日以前6か月以上埼玉県内にて引き続き同一事業を営んでいること。</p>
	事業を始めて間もない方	エ	<p>当該事業を開始する前に事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該事業の開始の日以後地方税法第317条の2に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)</p> <p>上記(1)～(4)及び(8)</p>
		オ	<p>当該会社を設立する前に事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該設立の日以後地方税法第321条の8に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)</p> <p>上記(2)～(4)及び(8)、(9)</p>
		カ	<p>会社により新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該設立の日以後地方税法第321条の8に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)</p> <p>上記(2)～(4)及び(8)、(9)</p>

注1) 製造業等は運送業・建設業・鉱業を含みます。

注2) 会社とは、会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。また、いわゆる土業法人については、それぞれの法律に基づき法人格を得ているものであるが、会社法の合名会社に準ずるものとして、「会社」の範囲に含まれる。

申込みに必要な書類と部数一覧表

申込みに必要な書類		制度名・対象者		小口資金		中口資金		セーフティネット資金		経営力強化資金		経営力向上支援資金		創業支援資金					
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
1	融資申込書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	創業計画書											1	1	1					
3	定款の写し等															1	1		
4	新たに設立する会社の定款の写し等													1					
5	宣誓書(飲食業の場合)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
6	経歴書(法人の場合は代表者) (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場合)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1	1	1	1	1		
7	直近2年度分の所得税確定申告書の写し(税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要です。)	1		1		1		1		1					1				
	直近2年度分の所得税確定申告書添付の決算書の写し	1		1		1		1		1					1				
8	直近2期分の決算書の写し(科目別明細含む) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの NPO法人の場合、表外注1)をご覧ください(小口資金及び創業支援資金は対象外)。		1		1		1		1		1			1		1	1		
	直近2期分の確定申告書別表の写し(税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要)。 NPO法人の場合、表外注1)をご覧ください(小口資金及び創業支援資金は対象外)。		1		1		1		1		1			1		1	1		
10	試算表(決算後6か月経過している場合。なお、創業支援資金対象の方は、決算後6か月経過している場合又は決算前でも用意できる場合)		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)		
11	住民票(申込人のみ記載のもので、本籍が入っていないもの)	1		1		1		1		1		1	1		1				
12	履歴事項全部証明書[商業登記簿原本] (インターネット登記情報提供サービスにより出力したもので可) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの		1		1		1		1		1		1		1		1		
13	閉鎖簿本(複数存在する場合はすべて添付) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場合)		(各1)		(各1)		(各1)		(各1)		(各1)		(各1)		(各1)		(各1)		
14	直近納付期限以降の個人市県民税の納税証明書 (小口資金の場合は直近2年度分)	1		1		1		1		1		1	1		1				
15	個人市県民税の所得証明書(直近2年度分)	1																	
16	直近納付期限以降の法人市民税の納税証明書 注2) ◎市民税の減免を受けているNPO法人は、法人市民税均等割減決定通知書の写し又は市税の滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書(小口資金及び創業支援資金は対象外) ◎[カ]については、設立をした会社・設立された会社それぞれのもの ◎[オ][カ]については、設立された会社のものは納期が到来している場合のみ		1		1		1		1		1		1		1		1		
	許認可業種の場合は、当該許認可書等の写し	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
18	工事受注明細表(建設業で許認可のない場合)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	(1)		
19	見積書(要原本提示。見積発行元の社印、有効期限・宛名等に注意してください。また、宛名は申込人と同名。)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	カタログ又は図面の写し	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	店舖等増改築 賃貸 賃貸借(使用貸借)契約書の写し	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	賃主の承諾書の写し	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	自己所有 固定資産税納税通知書等写し (自己所有を確認できるもの)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
新築・増改築の場合、建築確認済証の写し	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
20	担保提供可能物件の全部事項証明書の写し (インターネット登記情報提供サービスにより出力したもので可)			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)								
21	個人情報の提供に関する同意書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
22	セーフティネット認定書					1	1												
23	「経営力強化保証」申込資格要件等届出書							1	1										
24	事業計画書(申込人が策定したもの) (中口資金においては、借換を実施する場合)			(1)	(1)			1	1										
25	認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 (事業計画書に記載されている場合は不要)							(1)	(1)										
26	国の認定を受けた中小企業等経営強化法第13条3に規定する「経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書」の写し (変更申請書及び変更認定書がある場合は追加で写しを添付してください)									1	1								
27	委任状 (取扱金融機関等申込人以外の方が申し込まれる場合)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		

注1) NPO法人は、特定非営+ A36/U58 利法人活動促進法第28条に規定する「事業報告書(地方自治体の受領印があるもの)」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」の写しが各1通必要となります。また、収益事業を営むNPO法人は、一覧表上の8及び9に係る書類も合わせてご提出ください。

注2) 法人で小口資金を申し込み場合、必ず請求窓口で「法人税割額」の明記を申し出てください。

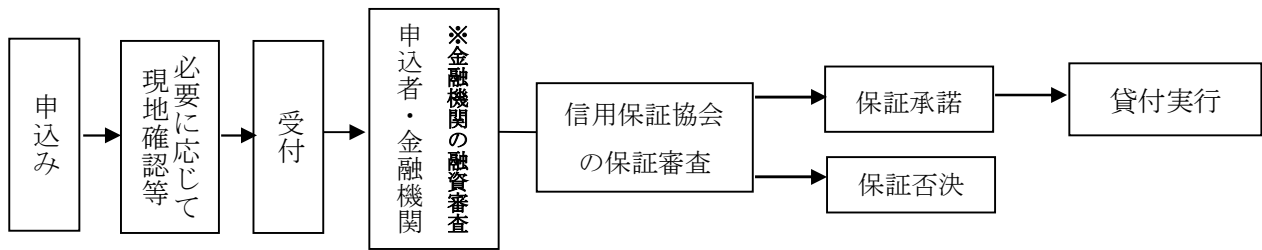
※()が付してあるものは、必要に応じて提出となる書類です。

※上記申込みに必要な書類には、埼玉県信用保証協会及び取扱金融機関で必要な書類の一部を含みます。また、その他必要に応じて関係書類・添付資料を提出していただくことがあります。

※公的機関が発行した書類については、直近のもので、発行してから原則3か月以内のものが必要です。

※融資の申込後、所定の手続き(金銭消費貸借契約の締結等)を特定金融機関で行う際、申込人及び連帯保証人の印鑑証明書及び実印が必要となります。

一般的な申込み手続の流れ（小口、中口）



※セーフティネット資金、経営力強化資金、創業支援資金、経営力向上支援資金、については別途手続きを要しますので、事前に（公財）さいたま市産業創造財団までご連絡ください。

融資制度の注意事項

- 申込み受付後、取引金融機関の融資審査及び埼玉県信用保証協会の保証審査により融資内容の変更（取消しを含む。）が生じる場合があります。
- 経営上必要な事業資金以外は、この制度において融資の申込み受付はできません。
- 借入金の返済（一部制度を除く）、納税、売買目的の不動産購入資金、乗用車、土地及び県外（創業支援資金については市外）への設備の購入資金、支払済み又は設置済みの設備の購入資金等は、融資対象外です。
- 許認可等を必要とする業種を営んでいる方で許認可等を受けていない方は取扱いできませんのでご注意ください。
- 融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済することとなりますのでご注意ください。

融資の対象とならない主な業種

- 1 農林漁業
- 2 風俗営業飲食業（食事の提供を主目的とするものは除く。）
- 3 金融・保険業（損保代理業・生命保険代理店等を除く。）
- 4 風俗関連業（芸妓業、パチンコ業、特殊浴場業等）
- 5 公務・宗教
- 6 その他信用保証対象外業種

市融資制度取扱金融機関一覧

平成30年4月1日現在

取扱金融機関とは、中小企業者及び創業者が借入れを行う次の金融機関のさいたま市内本店・支店です。（なお、さいたま市内の支店でも取扱えない支店等があります。詳しくは、金融機関・本支店等または（公財）さいたま市産業創造財団にお問合せください。）（五十音順）

青木信用金庫	足利銀行	川口信用金庫	きらやか銀行
群馬銀行	埼玉縣信用金庫	埼玉りそな銀行	商工組合中央金庫
城北信用金庫	常陽銀行	巣鴨信用金庫	大光銀行
第四銀行	大東銀行	東京信用金庫	東京スター銀行
東和銀行	栃木銀行	八十二銀行	飯能信用金庫
東日本銀行	福島銀行	北越銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	武蔵野銀行	山形銀行

企業体質の改善強化

融資制度のほか、様々な支援事業を行っていますのでご相談ください。

《主な支援内容》

- 中小企業・創業支援窓口相談
- 専門家相談（中小企業診断士等の専門家による創業等の相談）
- 専門家派遣（中小企業者等が抱える様々な経営課題に対して専門的な知識・能力を有する専門家を派遣し適切な診断・助言を行う）

【問い合わせ先】

（公財）さいたま市産業創造財団 支援・金融課（支援担当）

〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 さいたま市産業文化センター4階

TEL 048-851-6652 FAX 048-851-6653

埼玉県信用保証協会とは

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借入れる場合に、その債務を保証することにより融資の円滑化を図り、企業の発展に協力することを目的とし、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

【所在地】 〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階

【電話番号】 048-647-4722（保証二課）

【発行】さいたま市 経済局 商工観光部 経済政策課

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1362